

柏市

一般廃棄物処理基本計画

サステナシティ「かしわ」の実現
～持続可能な循環型社会の次世代への継承～



令和5年3月

柏市

目次

第1章 計画策定の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画対象地域	3
第4節 計画の対象	4
第5節 計画期間	4
第2章 柏市の概況について	5
第1節 地勢	5
第2節 人口動態	7
第3節 産業構造	10
第3章 柏市のごみ処理の現状と課題	11
第1節 ごみの排出状況	11
第2節 家庭系ごみの組成	27
第3節 資源化の状況	30
第4節 最終処分の状況	32
第5節 ごみ処理経費の推移	34
第6節 ごみ減量化・再生利用に係る施策	36
第7節 前計画の施策の進捗(実施)状況	41
第8節 目標の達成状況	44
第4章 ごみ処理基本計画	59
第1節 将来予測(現状趨勢)	59
第2節 基本理念と基本方針	64
第3節 本計画における基本施策	74
第4節 計画の推進	87
第5章 食品ロス削減計画	89
第6章 生活排水処理基本計画	94
第1節 柏市の生活排水処理の現状と課題	94
第2節 生活排水処理基本計画	101

第1章

計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1. 一般廃棄物処理基本計画の法的位置付けと柏市の計画策定状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

柏市(以下「本市」という。)では、平成24年3月に「柏市一般廃棄物処理基本計画<スリムかしわ〜豊かな環境の継承のために〜>」を策定しました。また、5年後の平成29年3月には、中間見直し(以下「前計画」という。)を行い、一般廃棄物の排出量の抑制と適正な処理等に取り組んできました。

2. 国内外の一般廃棄物処理に関する動向と計画見直しの趣旨

このような中、世界ではSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の考え方に基づき、17のグローバル目標(図1.1参照)と169のターゲット(達成基準)を設定し、持続可能な社会の実現に向け、各国が協力して取り組んでいるところです。

また、プラスチックごみや食品ロス等への関心が高まっており、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化してきています。我が国においても、「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」という。),「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)等を制定し、循環型社会への転換を進めているところです。

また、本市ではSDGsに取り組むことを「地方公共団体の業務そのもの」と捉えるとともに、令和4年2月には「柏市気候危機宣言〜ゼロカーボンシティへの挑戦」を発表するなど、行政計画も大きく変化しています。これらのことを踏まえて、前計画を全面的に見直し、新たに令和5年度から令和14年度までを計画期間とする「柏市一般廃棄物処理基本計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

(①貧困) 1 貧困をなくそう	(②飢餓) 2 飢餓をゼロに	(③保健) 3 すべての人に健康と福祉を	(④教育) 4 質の高い教育をみんなに	(⑤ジェンダー) 5 ジェンダー平等を実現しよう	(⑥水・衛生) 6 安全な水とトイレを世界中に
(⑦エネルギー) 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	(⑧成長・雇用) 8 働きがいも経済成長も	(⑨イノベーション) 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	(⑩不平等) 10 人や国の不平等をなくそう	(⑪都市) 11 住み続けられるまちづくりを	(⑫生産・消費) 12 つくる責任 つかう責任
(⑬気候変動) 13 気候変動に具体的な対策を	(⑭海洋資源) 14 海の豊かさを守ろう	(⑮陸上資源) 15 陸の豊かさも守ろう	(⑯平和) 16 平和と公正をすべての人に	(⑰実施手段) 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発目標 [SDGs] SDGs(エスディーゼーズ:Sustainable Development Goals)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性ある社会の実現のため、令和12年(2030年)を年限とする17の国際目標です。平成27年(2015年)9月の国連サミットで全会一致で採択されました。 貧困問題を始め、気候変動、生物多様性、エネルギー等、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されています。

出典:持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて日本が果たす役割(外務省、令和4年5月)を基に作成

図 1.1 SDGsにおける17のグローバル目標

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置付けられ、上位計画である「柏市第五次総合計画」、「柏市環境基本計画[第三期]」で掲げている一般廃棄物処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、一般廃棄物処理に関する最上位計画です。

なお、本計画の策定に当たっては、柏市災害廃棄物処理計画との整合性を図るものとし、本計画の位置付けは、図1.2に示すとおりです。

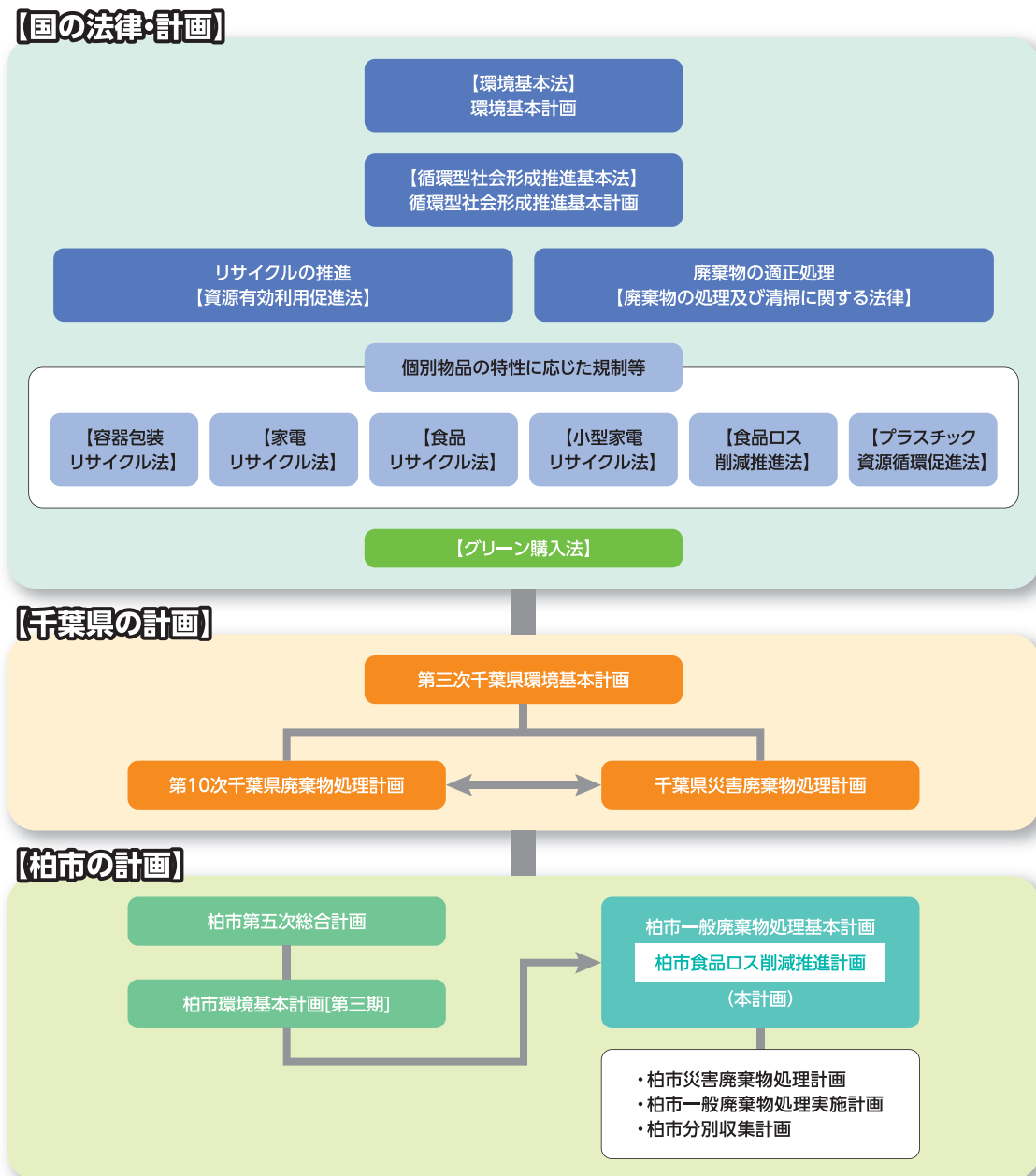


図 1.2 計画の位置付け

第3節 計画対象地域

本計画の対象となる地域は、ごみ処理基本計画については、平成17年の合併前の旧柏地域を柏市が、旧沼南地域を一部事務組合の柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合がごみ処理を行っているため、合併前の旧沼南地域を除く旧柏地域とします。また、生活排水処理基本計画については旧沼南地域を含む本市の全域とします。



図 1.3 計画対象地域

第4節 計画の対象

本計画の対象となる廃棄物は、図1.4に示すとおりです。

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、さらに一般廃棄物のごみと生活排水に区分されます。本計画では、一般廃棄物の両方を対象とします。

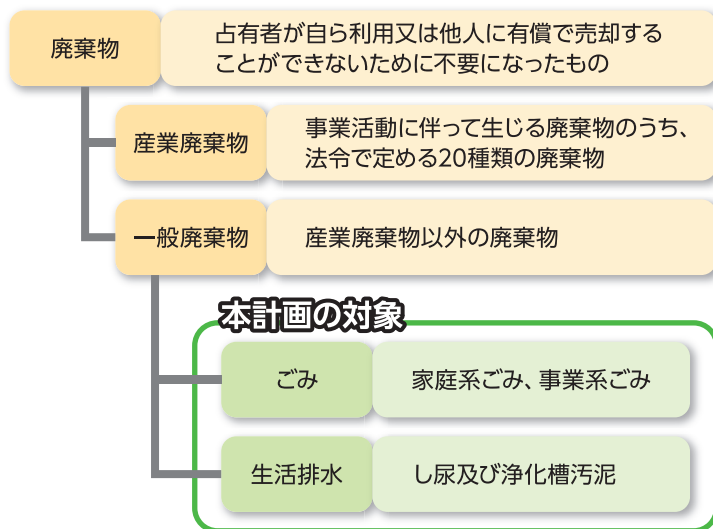


図 1.4 計画の対象

第5節 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までとし、令和9年度を中間目標年度、令和14年度を計画目標年度（最終目標年度）とします。

なお、中間目標年度の令和9年度には、社会状況の変化などを受け必要に応じた見直しを行います。

【計画期間】 令和5年度～令和14年度（10カ年）

【目標年度】 中間目標年度：令和9年度、最終目標年度：令和14年度

平成(年度)			令和(年度)													
28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度
前計画計画期間(平成24年度～令和3年度)			<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border-left: 2px solid black; border-right: 2px solid black; height: 10px; width: 100%;"></div> </div>													
前計画中間見直し			本計画策定期間													
			計画期間(令和5年度～令和14年度)													
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 開始 中間目標 最終目標 </div>													
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 計画開始年度 中間目標年度 最終目標年度 </div>													
柏市第5次総合計画 (平成28年度～令和7年度)									柏市第6次総合計画 (予定)							
柏市環境基本計画[第三期] (平成28年度～令和7年度)									柏市環境基本計画[第四期] (予定)							